各高齢者福祉施設等管理者 様

福島保健福祉部長 (公印省略)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の徹底について(通知)

日頃より、保健福祉行政の推進に御理解、御協力をいただきまして、厚く御 礼申し上げます。

平成29年度の水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号) により、市町村の地域防災計画で定められた要配慮者利用施設については、そ の所有者又は管理者は避難確保計画の作成及び市町村長への報告、避難訓練の 実施が義務づけられているところであります。

ついては、<u>当該避難確保計画について作成していない施設等については、利</u> 用者の安全を確保するため、作成、所在地市町村への報告等をお願いします。

なお、<u>避難確保計画の作成等が必要な要配慮者利用施設であるか否かが不明である場合については、所在地市町村の防災担当窓口に御確認いただくとともに、</u>避難確保計画の作成が必要な場合には、下記のとおりURLを参考に、速やかな対応を併せてお願いします。

記

1 避難確保計画作成等に係る国土交通省ホームページ

## 【水害関係】

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousaigensai-suibou02.html

## 【土砂災害関係】

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\_fr\_000012.html

- 2 その併
- (1) 既存の消防計画への追記(別紙の記載例のとおり5~6項目の追記)により、避難確保計画を作成できる場合もありますので、所在地の市町村の 防災担当窓口に御相談ください。
- (2) 避難確保計画の作成等の徹底を図るため、通知しておりますので、既に 作成している施設におかれましては、引き続き、適切な対応をお願いいた します。

(事務担当 高齢福祉課 西谷・坂本 電話024-521-2536)